

石川県公報

平成30年10月23日（火曜日）

号 外

（第 79 号）

目 次

規 則

- 石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行
細則の一部を改正する規則 (水産課) 1

規 則

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十二号

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成十年石川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に基づき、海洋生物資源の採捕の数量等の報告、漁獲努力量等の報告その他の法」を削る。

第八条第二項及び第三項中「第五条第一項」を「第六条第二項」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（採捕の停止）

第三条 知事は、管理期間（二十キログラム未満のくろまぐろ（以下この項において「小型魚」という。）又は二十キログラム以上のくろまぐろ（以下この項において「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第三条第一項に規定する海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画で定める期間をいう。）ごとに、次に掲げるときに該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

一 小型魚又は大型魚の採捕の数量（定置漁業等（第四条第一号及び第二号に掲げる漁業をいう。以下この条において同じ。）による採捕の数量を除く。）が、県計画（知事が法第四条第一項の規定により作成する都道府県計画をいう。以下この条において同じ。）において定める小型魚又は大型魚に係る漁船漁業（定置漁業等以外の漁業をいう。）の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

二 小型魚又は大型魚の採捕の数量（定置漁業等による採捕の数量に限る。）が、県計画において定める小型魚又は大型魚に係る定置漁業等の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

2 知事が前項の規定により同項第一号に該当する旨の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、県計画で対象とする漁船漁業を営む者及び遊漁を行う者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

3 知事が第一項の規定により同項第二号に該当する旨の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、県計画で対象とする定置漁業等を営む者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

別記様式第一号中「第5条」を「第6条」に改める。

別記様式第二号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

